

平成 28 年 1 月吉日

診療放射線技師各位

(公社)富山県診療放射線技師会  
会長 西山 幸利  
(公印省略)

### 診療放射線技師法改正に伴う講習会開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、診療放射線技師法が昨年 6 月に一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されました。具体的には、①CT・MRI 検査での自動注入器による造影剤の注入、造影剤注入後の針の抜針・止血、②下部消化管検査の実施(カテーテル挿入も含めて)、③画像誘導放射線治療時の腸内ガス吸引のためのチューブ挿入です。以上の業務を行うための絶対条件として、医療の安全を担保することが求められています。そのため、これらに伴う必要な知識・技能を取得することが努力義務として課せられました。

日本診療放射線技師会(以下、「JART」)は、「業務拡大に伴う統一講習会」と称し、2 日間にわたり実施することとしました。その趣旨といたしましては、業務に必要なものだけを受講できるような仕組みが必要とのご意見もありましたが、JART の活動の基軸は診療放射線技師法です。したがって、法改正への対応はもっとも重要であり、これに伴う知識・技能の取得のための講習はすべて受講していただくこととしました。また、このような対応を厚労省も認めているところであり、統一講習会の受講者に手渡される修了書には、本会の中澤会長及び医政局長の名前が連記されます。そして登録番号は厚労省に保管されることとなります。

今回の講習を受講することが‘業務拡大に伴う行為’を技師が実施する絶対条件ではありませんが、JART としては厚労省との協議の上、講習会を企画し、法改正に伴う「診療放射線技師(会員、非会員関係なく)の教育・研修の場を提供する」ことが役割と考え開催しているところです。

また、診療放射線技師養成校のカリキュラムが平成 28 年 4 月から現行の 93 単位から 2 単位(専門基礎分野：人体構造と機能及び疾病の成り立ち、専門分野：医療安全管理学(アプライド・BSL))が追加されます。よって新カリキュラムを受けた学生(診療放射線技師)が 32 年度には卒業してきます。その為、本会としては統一講習会を多くの会員・非会員問わず受けていただく環境を整える必要に迫られています。

なお、業務拡大に伴う行為を技師が実施するか否かは、あくまでも施設・職場の考え方によるものです。実施に当たっては何よりも患者の安全を最優先に考え、自らの医療行為に対して重大な責任を負わなければならないことを自覚し、取り組まれることをお願いいたします。

今後の医療情勢を考えると、さらなる診療放射線技師法の改正が考えられます。その都度、技師会は講習会を開催することになると思います。しかし、受講費用は会員に比べて割高になりますので、この機会に技師会への入会(再入会含む)をご検討されますことをご勧めいたします。